

# 11月は労働保険適用促進強化期間です。

厚生労働省では「労働保険未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題と位置づけた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的な適用促進活動を展開することとされています。

岩手労働局においても、労働保険が国の強制保険であることを周知するとともに、保険制度の内容や趣旨について理解を深めていただくことで加入手続の推進を図ります。

また、求職中の方や労働者の皆様が、労働保険の制度についてご理解していただくことも重要であり、その周知についてもご紹介しております。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険に入っていない  
会社に、人が集まるでしょうか。

雇ったら入るのが、トップの義務

人手不足が叫ばれる昨今、  
社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。  
人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。  
労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。  
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、  
一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。  
●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事象が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほか、  
労働保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所(一社)全国労働保険事務組合 全国社会保険労務士会連合会

労働 保険

労災保険 雇用保険

詳細については、厚生労働省ホームページ

(URL <http://www.mhlw.go.jp/>)

岩手労働局総務部労働保険徴収室

電話019-604-3003

適用係